平成19事業年度 監事の意見書

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

国立大学法人福島大学

国立大学法人福島大学の平成19年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

私たち監事は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第39条の規定に基づき、国立大学法人福島大学の平成19年4月1日から平成20年3月31までの財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行いましたので、準用通則法第38条第2項の規定に従い、その結果につき以下のとおり意見を付して報告いたします。

- 1. 準用通則法第38条第1項に規定する貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表については、法令及び諸規程に従い、国立大学法人福島大学の財政状態及び財務運営の状況を 適正に示していることを認めます。
- 2. 準用通則法第38条第2項に規定する決算報告書については、年度計画に従った予算の執行・決算の状況を適正に示していることを認めます。
- 3. 準用通則法第39条に規定する会計監査人の監査については、実施した監査の方法 及びその結果は相当であると認めます。

平成20年6月23日

国立大学法人福島大学

監事 佐藤 博明



監事 車田 正光

